

## 【別紙 2】

### 審査の結果の要旨

氏名 入江 秀晃

本論文「調停政策論：日本と米国における調停機関運営と調停実務の実態に関する研究」は、裁判外紛争解決制度（ADR: Alternative Dispute Resolution）の思想、理論、実態、及び法政策について、民間調停機関を中心として、日本およびアメリカ合衆国を比較対象として遂行した本格的かつ包括的な法社会学研究である。

司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）における「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである」との意見を受けて2004年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（2004年法律第151号、以下「ADR法」と呼ぶ。）が制定された。しかし、2007年4月の施行後3年以上を経過したが、裁判所内の手続である司法調停（民事調停並びに家事調停）及びごく一部の民間型ADRを除けば、日本における民間型ADRのほとんどでは、処理件数が低迷しており、活性化がなされたとは言い難い状況である。その原因とあるべき政策を探るべく、本研究は民間型ADRとしての「和解の仲介」活動の総体としての「民間調停」を中心的な対象として研究している。

本研究は、民間調停による紛争解決及び調停トレーニングの実践に携わっている著者が、日本のADRを活性化させたいという政策的志向を背景としつつ、アメリカ合衆国および日本のADRについて、その発展の歴史的経緯及び現状の実態を社会科学的に解明するために、法社会学的な理論枠組みを構築し、実証研究を行った成果である。今後のADR研究において必ず参照されるべき本格的な研究であるといえることができる。

本論文は、文献目録、索引、付属資料（実施した種々の質問票調査のアンケート調査票など）を含めてA4（1頁あたり1600字）で323頁の長大な作品である。論文構成としては、理論枠組みを提示する「序」、アメリカ合衆国の調停に対する歴史制度的分析を行う第一部、日本の調停に対する歴史制度的分析及び実証的調査研究を行う第二部、以上の研究成果を受けて民間調停の活性化政策に関わる選択肢を論じる第三部、および「希望としての調停」と題する結語から構成されている。

.....

以下では本研究の概要をかいつまんで説明する。

「序」では本研究の方法論と理論枠組みが提示される。

本研究の目的は、未だ低調な民間調停を活性化するためにいかなる法政策をどのように行うのがよいかを考えるための法社会学的基礎を築くことである。従来のADR研究が、ともすると理念論、裁判の結論（法的結論）とADRの結論との乖離の当否の問題、および、紛争解決スキル論に重点を置き過ぎていたのではないかと、との問題意識から、現実の制度、調停人、調停利用者の実態を把握し、不活性であることの原因を実証的に解明することを研究の出発点とする。すなわち、現実の活動実態の内実と制度との関係を分析することで、何が真の阻害要因であり、何が真の活性化策であるかを明らかにしようとする。そのために、現在の調停実務を形作ってきた歴史制度的な切り口と、調停人や調停利用者への面接調査や質問票調査、事例研究などの実証的手法とを用いることになる。

まず、(A)制度からくる制約と、制度による支援の仕組みと量（件数）に関する分析（「制

度と量」), (B) 提供者 (「調停機関, 調停人」) 側の調停手続提供の意図に関する分析 (「提供者の意図」), (C) 調停の実務実態の分析, (D) 調停利用者から見た調停手続へのニーズの分析 (「利用者からのニーズ」), という枠組みを設定し, 手続過程 (プロセス) そのものに注目した視点に依拠して検討する。

分析の方法論としては, 上記(A)制度と量及び(B)提供者の意図の分析においては, アメリカ合衆国と日本の文献及び観察・面接を通じて蒐集したデータに基づいて, 沿革的な進展を, 定性的に分析する歴史制度的なアプローチを採用する。

上記(C)調停の実務実態の分析においては, 民間調停の機能分析のために, 臨床心理学の理論モデルを参考として, 手続段階ごとに果たしている機能ステージを設定し, 分析を加える視点で検討する。具体的には, 「調停機関の機能ステージ」として, ①期待の調整, ②対話の支援, ③計画の調整 (結論の創出), 及び④履行の支援からなる臨床実践レベルのステージと, ⑤機関運営という全部で5つの機能ステージが構築されている。

①期待の調整ステージとは, 当事者の調停手続に対する期待と, 調停機関の提供する手続メニューの調整を行う機能ステージであり, 相談, 申立受付, 相手方への参加呼びかけ (応諾要請) などを指す。②対話の支援ステージとは, 両当事者のコミュニケーションを支援する機能ステージであり, 両当事者が真に求めるもの (ニーズ) に配慮し, 当事者間の事実認識の共通部分と相違部分を確認し, 当事者間の気持ちの調整にも気を配りながら, 対話を支援する機能を指す。③計画の調整ステージとは, 両当事者が, 当該紛争を含めて, これからどうしていくかを決めていくための調整作業のステージであり, 端的には結論 (アウトカム) の創出を指す。④履行の支援ステージとは, 紛争解決のために約束を実行する活動を支援する機能ステージである。⑤機関運営ステージとは, 紛争解決機関の内側のマネジメント及び外部機関との関係マネジメントの両面における活動全般を指す。この五段階機能ステージ・モデルを用いて調停の実務実態を解明することになる。データに関しては, 紛争解決事例などフィールドワークによって入手した情報を中心にその実態に迫る質的研究と呼ばれる手法が採用される。

(D)利用者からのニーズの分析においては, 観察調査及び面接調査に基づいて構築した質問票調査によって蒐集したデータ及び民間調停機関から提供を受けた利用者調査のデータなどの統計分析を行う。

以上の理論的枠組設定と方法決定を受けて, 第一部では, まず, アメリカ合衆国の民間調停を検討する。すなわち「序」で提示された(A)制度と量, (B)提供者の意図, (C)調停の実務実態, 及び(D)利用者からのニーズの枠組みで検討が進む。

(A)制度と量の分析としては, まず, 日米の状況の概況比較によって, なぜ, あるいほどのようにアメリカ合衆国の民間調停を検討するかについての展望が示される (第1章)。その上で, アメリカ合衆国の民間調停がどの程度盛んなのか, そこに至った制度変更には何があったのかを検討する (第2章)。アメリカ合衆国の民間調停に対しては公的及び私的な財政的支援の手当てがなされ, 調停人の供給にはボランティアリズム等による社会的仕組みが存在している。法的にも, 調停手続で話された内容について調停人には守秘義務を課すだけでなく, 逆に証言拒絶権等の秘匿特権を認めるようになってきていること等を指摘している。

(B)提供者の意図の分析としては, 様々に変遷・発達してきたアメリカ合衆国の調停理論について, そこでの調停政策の位置づけを, 理論ないしイデオロギーの変遷として整理し, これが調停実務にどのような影響を与えたのかを検討している (第3章)。いわゆるウィン・ウィン型の問題解決交渉の理論に基づく調停理論から, 紛争当事者の自己決定を尊重する自主交渉援助型調停, さらには, 紛争を顕在化させ紛争を噛み合わせる者として調停人を積極的に位置づける「コンフリクトエンゲージメントアプローチ」へと理論的發展が進められていることが紹介される。その上で, 機関運営の方法論及び機関運営のケース・スタディ研究を整理検討している (第4章第1節)。ここでは機関運営者が道徳的な動機

で運営することの多いコミュニティ調停に着目してフロリダ州での取り組みが検討されている。

(C)調停の実務実態の分析として、調停の手続進行に関して、自主交渉援助型調停とはどのようなものかについて、調停トレーニング教材の分析を通じて解明している(第4章第2節)。アメリカ合衆国の調停マニュアルにおいては、制度設営方法や財源開発(資金調達)方法など、組織論・経営論的なアドヴァイスも丁寧になされていることが指摘されている。その上で、自主交渉援助型調停が紹介される(第5章第1節)。自主交渉援助型調停とは、調停人が両当事者の間に入り、当事者同士の対話が正しく成立するように援助し、その際に当事者間の対話のプロセスには支援介入するが、対話の内容への評価、話し合いのアジェンダ設定、紛争解決合意形成には介入を差し控えるタイプの調停である。調停人にはコミュニケーション・スキルが求められる。次いで、自己決定を重視する自主交渉援助型調停において、公正さ確保のための「情報を得た同意(informed consent)」の問題をどのように扱っているかが検討・紹介される(第5章第2節)。このように自己決定中心主義として紹介されることの多いアメリカ合衆国の調停においても自己決定と公正性のバランスが追求されていることを明らかにしている。

アメリカ合衆国におけるADRを上記のように整理した上で、第二部では日本の民間調停を検討する。やはり「序」で提示された(A)制度と量、(B)提供者の意図、(C)調停の実務実態、及び(D)利用者からのニーズの枠組みで検討が進む。

(A)制度と量の分析として、日本の民間調停の沿革をこの見地から再整理する(第6章第1節)。民間調停の他、司法調停や行政型ADRなどの沿革を戦後中心に概観し、戦後の調停制度の歴史の一つの特徴として、行政型ADRが、その時代に問題となった社会事象毎に個別に作られていったという点を指摘している。次いでADR法制定に関わる諸問題を検討する(第6章第2節)。非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止(弁護士法72条)を根拠とする弁護士・弁護士会の対応がADR活性化に対する制約条件となっていることを指摘している。さらに民間調停と司法調停の比較を行う(第6章第3節)。処理件数はもとより、安さや専門性でも優位に立つ司法調停に対して、民間調停のメリットとして若干の迅速さや手続の柔軟性などがあるとする。

(B)提供者の意図の分析として、調停の位置づけに関する理論的検討を行う。本研究のひとつの特徴は、この検討を大正期にまで遡って実施している点にある。戦前の調停論は、民間調停ではなく司法調停を対象とするものであるが、調停の政策的位置づけを決定づける「考え方」には大きな影響をいまなお与え続けているからである(第7章)。本章での、穂積重遠の市民による市民のための紛争解決手続としての調停制度構想及び、牧野英一の実情主義、本人主義、及び素人主義の3つを中核に置く調停論に光が当てられている。戦後の調停制度の変遷・発展を概観し、そこに穂積的な調停観が伏流水として流れていたのではないかと指摘している。

(C)調停の実務実態の分析として、本研究が行ったフィールドワークの成果をまとめていく。弁護士会、司法書士会、及び市民団体の調停機関に対してケース・スタディを実施している(第8章第1節)。また、弁護士会の実際の料金体系などの実データを使ってコスト構造を分析し、民間調停機関の財政面で見た厳しい運営実態、とりわけ小規模紛争の処理における財政的な困難を浮かび上がらせている(第8章第2節)。さらに、個別の事例に関して、「序」の五段階機能ステージ・モデルに沿って分析している(第9章)。この第9章の内容は、全国の民間調停のベスト・プラクティスの整理・統合としての意義もあり、全国のADR機関に対する実務的価値も非常に大きいものである。

(D)利用者ニーズの分析として、民間調停制度が実際のADR利用者にその評価を質問した調査結果を検討している。具体的には「岡山仲裁センター」がその利用者に、そのニーズや満足度などに関する質問票調査を実施したデータの提供を受けて、それに対して統計分析手法を用いて研究している(第10章第1節、第3節)。この実証研究によって、同席調

停と別席調停のメリットとデメリットをめぐる従来の烈しい論争へ貴重な示唆が得られている。すなわち、確かに同席調停では当事者間の感情がこじれる割合が高いが、しかし同時に、すべて別席や別席中心の手続進行では、当事者の満足度が低くなり、調停人にはもっと相手を説得して欲しいとか、もっと事実を調べて欲しいといった調停人への依存心が膨らむという見過ごせないデメリットが見出され、可能な範囲で同席手続を進めることのメリットが確認されている。さらにこの実証研究によって、手続利用者の満足度を上下させる要因が特定され、その満足度を上昇させるための具体的な方策が示唆されるなど、法社会学的にも法政策的にも大きな成果が得られている。次いで、著者が実施した「紛争解決についてのアンケート調査」の結果を分析する。この調査は東京 23 区と新潟市で各 200 ずつ配布したシナリオ・スタディー（ヴィネット・スタディ）方式による質問票調査であり、かつ、4 バージョンの要因計画法をリサーチ・デザインとする研究である。人々は「法律面の専門的助言」「事実究明のための調査」「自身の主張をよく理解してくれること」の三つを求めている反面、別席であるか同席であるかとか、解決結果の強制力とかについては、相対的に低い関心しか持たないということを示している。そして、人々は紛争解決制度に対して、法律に則って、事実を調べ、自身の主張を理解して欲しいという公正な手続期待を強く持っているとする（第 10 章第 2 節）。

以上の第一部及び第二部の検討成果を踏まえて、第三部では、わが国における民間調停の拡充活性化の前提として必要な議論の項目の提示をしている。

まず、民間調停促進政策の選択肢については、市民、裁判所、行政機関、及び弁護士会の各ステークホルダとの関係ごとに調停政策の方向性を多面的かつ批判的に検討しつつ、それぞれのステークホルダごとの具体的な政策選択肢を指摘している（第 11 章）。さらに調停における実務上の諸問題の批判的分析がなされる。すなわち、日本の ADR 機関の財政的脆弱性や組織的脆弱性などが問題提起される（第 12 章）。そして、臨床心理学分野における「サイエンティスト・プラクティショナー・モデル」、すなわち、理論家と実務家を兼ねる者が反省的実践によって実務上有用な方法論を体系化するモデルの視点が、これからの民間調停の活性化のために求められるであろうとする。

次いで、調停人養成トレーニングの意義と方法が詳論される。弁護士会その他の ADR 機関において講師として調停トレーニングを実践している筆者だけに、調停トレーニングの理論と教程が、実務的・実践論的に論じられている（第 13 章）。

本論文の結語として、実践者でもある筆者が、日本における ADR、とりわけ民間調停の発展についての期待を論じて締め括っている。

.....

以上が本論文の要旨である。本論文の長所としては、次の諸点を挙げることができる。

第一に、本論文では、日本における ADR 研究、とりわけ民間調停についての本格的な研究として理論面、実証面、さらには政策選択肢にまで踏み込んで包括的に検討がなされている点が挙げられる。従来の研究がややもすると理念論とスキル論に傾きがちであった憾み無しとしなかった。それに対して、本研究は、法社会学研究者、紛争解決実践者、及び調停トレーナーとして ADR に多面的に関与する筆者によって初めて剔出できる視点と枠組み、すなわち歴史制度的分析と五段階機能ステージ・モデルが示されている。それによって民間調停の阻害要因と機能条件が相当程度解明されていると言える。そして、その成果が法政策的選択肢の提示において活用されているといえる。これらの成果は、他の追従を許さないものである。

第二に、多様で雑多なアメリカ合衆国における ADR 運動の沿革と現代の展開、及び多岐

に渡る理論的發展について、簡にして要を得、かつバランスよく整理され、その全体像が州レベルにまで立ち入って紹介されており、今後のアメリカ合衆国 ADR 研究の基礎となるであろう点を挙げるができる。コミュニティ調停、同意を得た合意、調停合意における法の取扱い方など、日本においても議論されてきた古くて新しい問題への多大なる示唆を受けることができる内容となっている。

第三に、日本の ADR について批判的な視点も含めて反省的に検討していることも挙げるができる。調停機関、機関運営者、調停人、利用者のそれぞれの視点、および裁判所や弁護士会との関係性（抵抗や支援）を重層的に分析し、日本における民間調停の機能阻害要因を説得的に同定している。さらに、従来の研究に比べて、財政的問題の分析、コスト構造の分析、組織運営上の問題の検討、利用者獲得の問題、合意の履行確保の問題等、これまで「同席か別席か」「法による調停か否か」などの手続内的な課題に比べると研究が手薄であった問題群を正面から検討していることは、今後の ADR の制度運営と手続実践に対し、民間調停活性化のための法政策策定に対し、そして何より、ADR 研究に対し大きな影響を与えるものと期待される。

第四に、制度設営者、手続主催者（調停人）、そして何より民間調停の利用者に対して、参与観察、面接調査、質問票調査などによって、実証的データを手間暇かけて蒐集し、厳格な法社会学手法によって堅実に分析していることも長所としてあげなければならない。また、民間調停機関から利用者調査のデータの提供を受けることができた点や、コスト構造分析のための基礎資料の提供を受けることができた点などは、民間調停の実践や調停トレーニングを実施している筆者であるが故に、民間調停機関と深い信頼関係を築きあげることによって初めて可能となったことであると言える。ADR においては非公開手続きが採られることが通常であり、また、ADR 機関がシステムティックに利用者満足調査等を実施することはほとんどないと言っていい現状に鑑みれば、本研究のアチーブメントは特筆に価する。

もっとも、本論文にも短所といえる点が全くないわけではない。

第一に、第一部におけるアメリカ合衆国 ADR の研究と、第二部における日本の ADR 研究との間に、理論面並びに叙述の点で若干のずれ違いが見られる点が挙げられる。とはいえ、日本固有の ADR 理論はそれほど展開されておらず、むしろアメリカ合衆国の 1980 年代の議論の強い影響下に未だにあるとも言え、また、実践の面ではその事件数の僅少さに見られるように、アメリカ合衆国 ADR とは比較すべくもない状況であり、さらには歴史的沿革も大きく異なっており、若干のずれ違いの程度で収めたことの手法を評価するべきかもしれない。

第二に、第一部及び第二部の法社会学研究の成果と、第三部における法政策的な検討の間にも若干の齟齬が見られる点がある。とりわけ調停トレーニングについての詳細を極める論述は、それ自体実務的にも理論的にも多大の価値があるとは言え、第一部及び第二部ではそれほど深くは触れられていない内容であり、若干唐突な印象をあたえる。もちろん、自らアメリカ合衆国の調停トレーニングを受講し、日本の種々の ADR 機関で調停トレーニングの講師として実践をしている筆者の熱い思いが反映したものであることは明らかであり、かならずしも短所として敢えて採り上げるまでもないかもしれない。

これらの短所は、いずれも本論文の学術的な価値を大きく損なうものではない。裁判外紛争解決制度（ADR）について、民間調停を中心に日本及びアメリカ合衆国での先行研究を渉猟し、実態を種々の実証的手法で解明し、問題点・課題とその原因を究明し、さらに進んで将来へ向けての政策的選択肢の検討にまで及ぶ本論文は、自立した研究者としての著者の高度の能力を示すものであることはもとより、日本の法社会学のこの分野の研究水準

を飛躍的に向上させるものである点で、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であると認められる。したがって、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものであると評価できる。